

保育所におけるアレルギー-疾患対応の取組

厚生労働省
子ども家庭局 保育課

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の見直しについて (2019年4月)

1. 背景等

- 保育所保育指針の改定（2017.3告示、2018.4適用）、関係法令の制定等を踏まえ、保育所における取組状況等に留意し、有識者による検討会（※）において、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2011.3策定）」の見直しを検討
- 2019（平成31）年4月25日付け「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の改訂について」（厚生労働省保育課長通知）にて、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」を周知

2. 主な内容

＜基本的な考え方＞

子どもの健康と安全の確保に一層資するよう、保育の現場における保育士等による実用性に留意し、改善を図る。

（1）医療の専門家ではない保育士等のアレルギー対応に関する理解の促進

- ・ ガイドライン全体を「基本編」と「実践編」の二部構成に再編、要点の明示や図表の活用など、構成や記載の工夫

（2）アレルギー疾患対策に関する保育所の組織的対応と関係機関との連携強化

- ・ 「保育所における各職員の役割」の明確化、「保育所と関係機関（医療、行政機関）との連携」に係る項目の新設
 - ・ 「生活管理指導表（※）」の位置付けの明確化、関係機関（消防機関を含む）との情報共有等、記載内容の改善
- ※生活管理指導表：保育所におけるアレルギー対応に関する、子どもを中心に据えた、医師と保護者、保育所の重要な“コミュニケーションツール”

（3）保育現場の状況、最新の知見、関係法令等を踏まえた取組の充実

- ・ 保育現場における「食物アレルギー対応（事故対応を含む）の重要性」を踏まえた構成や記載内容の改善・充実
- ・ 「緊急時の対応（「エピペン[®]」の使用）」「記録の重要性（事故防止の取組）」「災害への備え」「食育活動」等に係る記載充実
- ・ 「生活管理指導表」における個別疾患ごとの「病型・治療」や「保育所での生活上の留意点」に関する記載の改善

※保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの見直し検討会

2018年11月16日 第1回（見直しの方向性）

2019年2月6日 第2回（改訂素案）

（この間、パブリックコメントを実施）

2019年3月13日 第3回（改訂案）

【構成員】

- 今井 孝成（昭和大学医学部小児科学講座准教授、昭和大学病院小児医療センター長）
- 北野 久美（社会福祉法人愛育会あけぼの愛育保育園 園長）
- 西間 三馨（独立行政法人国立病院機構福岡病院 名誉院長）
- 平川 俊夫（公益社団法人日本医師会常任理事）
- ◎藤澤 隆夫（独立行政法人国立病院機構三重病院 院長）
- 宮本 里香（横浜市子ども青少年局保育・教育人材課担当係長）
- 守屋 由美（大和市健康福祉部健康づくり推進課 係長）
- 渡邊 久美（目白大学看護学部 助教）

◎座長 ○座長代理
(五十音順、敬称略)

アレルギーを有する子どもの把握及び確認のために使用する様式について 【保育所等に対する実態調査(※)から】

- 「厚生労働省作成の生活管理指導表を使用している」と回答した施設は約2割、「都道府県・市町村作成のものを使用している」と回答した施設は約4割、「施設独自で作成したものを使用している」と回答した施設は約2割であった。

	施設数	割合
医師が記入した厚生労働省作成の生活管理指導表を使用している	3537	22.5%
医師が記入した文部科学省作成の学校生活管理指導表を使用している	119	0.8%
医師が記入した都道府県・市区町村作成のものを使用している	5833	37.1%
医師が記入した貴施設独自で作成したものを使用している（様式は任意）	2959	18.8%
医師が記入したその他のものを使用している	640	4.1%
医師ではなく、保護者が記入したものを使用している（様式は任意）	1592	10.1%
口頭で聴いて、用紙は使っていない	492	3.1%
口頭でも聴かず、用紙も使っていない	17	0.1%
未回答	533	3.4%
合計	15722	100%

※厚生労働省平成27年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

「保育所入所児童のアレルギー疾患罹患状況と保育所におけるアレルギー対策に関する実態調査 調査報告書」
(平成28年3月 東京慈恵会医科大学)

調査実施期間: 2015(平成27)年9月～2016(平成28)年3月

調査対象: 全国の認可保育所・認可外保育所・家庭的保育施設・認定こども園(全数調査) 計33,015施設

回答数: 15,722ヶ所(回収率48.8%)

自治体による保育所等への アレルギーを有する子どもの把握及び管理のための様式の提示について 【都道府県・市町村に対する実態調査(※)から】

【都道府県】 回収率100%(47/47)

- 管内の保育施設に対しアレルギーを有する子どもの症状等の把握及び管理のために示している様式
厚生労働省作成の生活管理指導表の参考様式を使用するよう指導…17都道府県(36.2%)
自治体の実情に合わせ、厚生労働省作成の生活管理指導表の参考様式を修正した様式の使用を
指導…3都道府県(6.4%)
- 「特に(自治体としての)様式は示していない」26都道府県(55.3%)、未回答1都道府県(2.1%)。

【市町村(特別区を含む)】 回収率77.4%(1,347/1,741)

- 管内の保育施設に対しアレルギーを有する子どもの症状等の把握及び管理のために示している様式
厚生労働省作成の生活管理指導表の参考様式を使用するよう指導…402市町村(29.8%)
都道府県が策定した様式に基づき対応するよう求めている…72市町村(5.3%)
自治体の実情に合わせ、厚生労働省作成の生活管理指導表の参考様式を修正した様式の使用を
指導…185市町村(13.7%)
- 「特に(自治体としての)様式は示していない」536市町村(39.8%)、「その他」139市町村(10.3%)、
未回答13市町村(1.0%)。

※厚生労働省子ども家庭局保育課

調査時点:2018(平成30)年4月1日現在

調査期間:2018(平成30)年9月19日~2018(平成30)年10月2日

管内の「保育施設」とは、認可保育所(保育所型認定こども園を含む)及び地域型保育事業を指す。

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」の概要

<目的>

保育所保育指針に基づき、保育所における子どもの健康と安全の確保に資するよう、乳幼児期の特性を踏まえたアレルギー対応の基本を示し、保育士等の職員が医療関係者や関係機関との連携の下、各保育所においてアレルギー対応に取り組む際に活用する。

第Ⅰ部：基本編

1. 保育所におけるアレルギー対応の基本

○ 乳幼児期のアレルギー疾患、保育所における対応の基本原則、生活管理指導表の活用、緊急時の対応（「エピペン[®]」使用）等

- (1) アレルギー疾患とは
- (2) 保育所における基本的なアレルギー対応
 - ア) 基本原則
 - イ) 生活管理指導表の活用
 - ウ) 主な疾患の特徴と保育所の対応の基本
- (3) 緊急時の対応
(アナフィラキシーが起こったとき（「エピペン[®]」使用））

2. アレルギー疾患対策の実施体制

○ 記録の重要性（事故防止の取組）、災害への備え、保育所内外の関係者の役割、関係機関との連携・情報共有等

- (1) 保育所における各職員の役割
 - ア) 施設長（管理者）
 - イ) 保育士
 - ウ) 調理担当者
 - エ) 看護師
 - オ) 栄養士
- (2) 関係者の役割と関係機関との連携
 - ア) 医療関係者の役割
 - イ) 行政の役割と関係機関との連携

3. 食物アレルギーへの対応

○ 原因食品の完全除去による対応（安全を最優先）、誤食の発生要因と対応、食育活動と誤食との関係等

- (1) 保育所における食事提供の原則
(除去食の考え方等)
 - ・組織的対応、完全除去、安全配慮
- (2) 誤食の防止
 - ・誤食の発生要因と対応
 - ・食育活動と誤食との関係

第Ⅱ部：実践編（生活管理指導表に基づく対応の解説）

※生活管理指導表：保育所におけるアレルギー対応に関する、子どもを中心に据えた、医師と保護者、保育所の重要な“コミュニケーションツール”

○ 乳幼児がかかりやすい代表的なアレルギー疾患ごとに、概要（特徴、原因、症状、治療）を明記した上で、「生活管理指導表」に基づく適切な対応に資するよう、「病型・治療」欄の解説、「保育所での生活上の留意点」に求められる具体的な対応を解説。

- (1) 食物アレルギー・アナフィラキシー (2) 気管支ぜん息 (3) アトピー性皮膚炎 (4) アレルギー性結膜炎 (5) アレルギー性鼻炎

参考様式

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（アレルギー疾患を有する子どもへの対応に関する医師の診断指示を記載）
緊急時個別対応票（アナフィラキシー発症等、緊急時対応のための事前確認及び対応時の記録）
除去解除申請書（食物アレルギーの除去食対応における解除申請の書類）

参考情報

アレルギー疾患対策に資する公表情報（関連する公表情報のURL）

関係法令等

保育所保育指針、アレルギー疾患対策基本法、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な方針等

ポスター(1枚)

保育所における子どもの健康と安全確保のための

ガイドラインに基づいたアレルギー対応



日常的な対応の心得

- ☑ 生活管理指導表を利用していますか？
- ☑ 安心・安全の確保を優先していますか？
 - ・完全除去による対応
 - ・環境や体制の整備
 - ・誤食防止の対策
- ☑ アレルギー疾患を有する子どもの情報を全職員で共有していますか？
- ☑ 保護者や関連機関(自治体、医療関係者等)と連携していますか？

生活管理指導表に基づく対応が必須です！



生活管理指導表



1つでも症状があてはまるときは直ちに119番！



消化器の症状	● 繰り返し吐き続ける	● 持続する強い(がまんできない)おなかの痛み	
呼吸器の症状	● のどや胸が締め付けられる	● 声がかすれる	● 犬が吠えるような咳
	● 持続する強い咳込み	● ゼーゼーする呼吸	● 息がしにくい
全身の症状	● 唇や爪が青白い	● 脈を触れにくい、不規則	
	● 意識がもうろうとしている	● ぐったりしている	● 尿や便を漏らす

日本小児アレルギー学会 一般向けイベントの趣意(2013年7月)より

エピペン®の使い方(ガイドラインP.12もご参照ください)



- ① ケースから取り出す
- ② オレンジ色のニードルカバーを下に向け、利き手で持ち、グーで握る
- ③ 青い安全キャップを外す



- ④ 太ももの(中心の)外側に、エピペン®の先端(オレンジ色の部分)を軽くあて、「カチッ」と音がするまで強く押しあて、そのまま5つ数える



- ⑤ エピペン®を太ももから離し、オレンジ色のニードルカバーが伸びているが確認する

※伸びていない場合は、④に戻る



- ⑥ 打った部位を10秒間、マッサージする

救急搬送までの役割分担を常日頃から確認しておきましょう！
緊急時個別対応票を使って記録を忘れず！

実際のガイドラインをご覧ください

保育所におけるアレルギー対応ガイドライン



ガイドラインP.13もご参照ください

リーフレット(計8枚)

2019年
改訂版

保育所におけるアレルギー対応 ガイドラインのご案内

保育所におけるアレルギー疾患を有する子どもへの
対応の基本を示すガイドライン



研修テキスト(計106枚)



保育所における アレルギー対応ガイドライン (2019年改訂版) 研修テキスト

はじめに

ガイドライン改訂の背景・経緯

- 乳幼児期の特性を踏まえた保育所におけるアレルギー疾患を有する子どもへの対応の基本を示すものとして、2011年3月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長より通知。
- 保育所保育指針の改定やアレルギー疾患対策基本法の制定等を受け、2019年4月に初めての改訂を行った。
- 改訂にあたっては、アレルギー疾患対策に関する最新の知見と保育現場における取組状況等を踏まえた。
- 保育現場における実用性に留意し、「基本編」と「実践編」の2部構成に再編する等、医療の専門家ではない保育士をはじめとする保育所の各職種が活用しやすいよう工夫を行った。

第I部 基本編 1. 保育所におけるアレルギー対応の基本

ガイドライン
P.4
参照

(1) アレルギー疾患とは

からだに環境のいろいろな抗原とうまくつきあっている場合



第I部 基本編 1. 保育所におけるアレルギー対応の基本

ガイドライン
P.12
参照

(3) 緊急時の対応

エピペン®接種の実際 (使い方)

いざという時に正しくエピペン®を使用するためには、日頃からの練習が不可欠です。それぞれの動作を声に出し、確認しながら行いましょう。

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け
エピペン®を取り出す

独立行政法人環境再生保全機構
「ぜんそく予防のためによくわかる食物アレルギー対応ガイドブック」
(2017年10月) より

トレーナーではなく
本物であることを確認する

<本物> <トレーナー>



ラベル、ニードルカバーの
違いを確認しましょう

保育士等キャリアアップ研修の分野及び内容

研修分野	ねらい	内容
①乳児保育 (主に0歳から3歳未満児向けの保育内容)	<ul style="list-style-type: none"> 乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 乳児保育の意義 乳児保育の環境 乳児への適切な関わり 乳児の発達に応じた保育内容 乳児保育の指導計画、記録及び評価
②幼児教育 (主に3歳以上児向けの保育内容)	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育の意義 幼児教育の環境 幼児の発達に応じた保育内容 幼児教育の指導計画、記録及び評価 小学校との接続
③障害児保育	<ul style="list-style-type: none"> 障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士等に障害児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害の理解 障害児保育の環境 障害児の発達の援助 家庭及び関係機関との連携 障害児保育の指導計画、記録及び評価

研修分野	ねらい	内容
マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> マネジメントの理解 リーダーシップ 組織目標の設定 人材育成 働きやすい環境づくり

研修分野	ねらい	内容
④食育・アレルギー対応	<ul style="list-style-type: none"> 食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。 アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。 他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 栄養に関する基礎知識 食育計画の作成と活用 アレルギー疾患の理解 保育所における食事の提供ガイドライン 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン
⑤保健衛生・安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。 安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。 他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健計画の作成と活用 事故防止及び健康管理 保育所における感染症対策ガイドライン 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
⑥保護者支援・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> 保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者支援・子育て支援の意義 保護者に対する相談援助 地域における子育て支援 虐待予防 関係機関との連携、地域資源の活用

研修分野	ねらい	内容
保育実践	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育における環境構成 子どもとの関わり方 身体を使った遊び 言葉・音楽を使った遊び 物を使った遊び